

浪江町山火事対応について福島県交渉(2回目)議事要旨

2017年11月23日

交渉日時：2017年11月8日（水）13:30～

福島県側対応者：

交渉出席者：阪上武（フクロウの会）、小澤洋一（避難勧奨地点の会）、深田和秀（風下の会）、和田央子（放射能ごみ焼却に反対する福島ネットワーク）

※以下枠内は今回の交渉にあたり提出した再質問状(2010.10.3付け)からの抜粋。

★：福島県担当者からの説明。●：その場での出席者からの再質問、意見。

1. 県民、消火活動従事者への被ばく防護策、避難指示について

回答書「はじめに」の項目中に「国に対しては、原発事故に伴う避難指示を発出した国が責任を持って、適切な財政負担や、国・県・市町村の役割分担、連携方策など必要な対策を講じるよう求めたところであります」としています。回答書（4）住民・消火活動従事者への情報提供と防護策の質問でも同趣旨の内容があります。

質問1－1

福島県からの国への対策要望事項について文書・議事録などで具体的に明らかにして下さい。

★要望内容については県知事を通して配布の書類を出しています。（別紙配布資料あり。）

（注）福島県の国への要望書（別紙）でも、「避難指示を発出した国として責任を持ち前面に立って対策を講ずること」として帰還困難区域での消防活動、防災対策への財政支援、必要な対策を求めている。また避難指示が解除された地域でも「消防、防災力の絶対的な不足」に対して国の積極的な関与を求めている。

質問1－2

帰還困難区域（避難指示区域）での山林火災について、消火、延焼拡大防止、近隣住民保護、再発防止についての責任分担について、福島県としての見解を明らかにして下さい。

★避難指示区域、居住区域に関わらず山林火災、住宅火災については消火、延焼防止について実施中。近隣住民の避難に関わるようなものは警察、消防として避難誘導というのは当然ある。再発防止については火災防止月間などの中で啓発運動をしている。山火事について再発防止は人の居ない地域で起こった火災ということで落雷が一番原因として考えられる。自然発火の部分について再発防止はなかなか難しい。

質問1－3

国側からの回答状況について文書・議事録などで具体的に明らかにして下さい。

★国側からの回答は文書はなし。今後概算要求のなかで予算が付く形になる。

●検証会議を開催したとある、5月31日と6月1日に。その議事録はどうなのか。

★（質問状が）国に対する要望ということだったのでそこについてはない。

●5月31日と6月1日の検証会議は国は出でていないのか。

★検証会議は消防本部、消防庁にも入ってもらったがオブザーバ。復興庁も来た。林野庁はいわきから。

●その議事録を出して欲しい。

★いますぐ出せるという回答はできない。

●あらためて請求させていただきます。

質問 1－4

消防関係者からのヒアリングによれば電離放射線障害防止規則（電離則）の準じた被ばく防護を求める声があります。県としての対応を明らかにしてください。

★「広域消防活動方針」に基づいて実施。装備、測定とか1日当たりの実効線量等の規制を掛けている。電離則の放射線従事者では年間50ミリシーベルトだが、消防署員は年間10ミリシーベルト。放射線従事者では5年間100ミリシーベルトだが消防署員は50ミリシーベルト。電離則よりは当然少ない。

●方針の正式名称は？

★、「福島県広域消防相互応援協定に基づく避難指示区域内の広域応援活動方針」に基づいてやっている。

●これは県が決めたということですか。

★県というよりは消防本部の中で決めたこと。

●自衛隊もこれに含まれるのですか。

★自衛隊は自衛隊の基準。

質問 1－5

帰還困難区域での汚染実態（土壤汚染、空間線量率等）について福島県としても調査すべきと考えますがいかがでしょうか。

★原発周辺ではモニタリングポスト整備して空間線量モニタリング、その他原発周辺、その他の部分を含めて土壤、水道水、排水の環境調査を毎年行っている。それでカバーしていると考えている。

2. 【住民の避難基準について】

回答書では「避難指示区域を越えて高い空間線量率が確認された場合には、原子力災害における防護措置に準じて屋内退避や一時移転等の措置をとることが妥当」としています。

質問 2－1

山林火災時における空間線量率のモニタリング体制、屋内退避や一時移転等の措置をとる具体的な基準と避難指示発出の手順について明らかにして下さい。

質問 2－2

上記の体制や避難指示発出手順についての法的根拠を明らかにしてください。

★山火事などが発生したときは原則、既存のモニタリングポスト（以下MP）で監視できると考えている。また今年5月にあったように必要に応じて追加しながら、空間線量率のモニタリングはしていきたい。

★屋内退避・一時避難等の指示発出の法律上の明確な定めはない。人がいるところで万が一高い空間線量率が計測された時には、今現在の原子力防災の程度、稼働を考えて、県、国、市町村が協議して対応することを考えている。

●その場合、県は危機管理課が対応するのか？

★原子力安全課が対応することになる。

●国はどこが対応するのか？

★現災本部。国の現地対策本部。まだ解散していないので福島にある。

●林野庁の調査についての項目の回答は？

★林野庁という訳ではなく、県と JAEA と国立環境研究所が連携して調査している。すべてが結果出ているわけではない。

●リアルタイムシステムの位置を観させていただいた、火災が起きたところは丁度抜け落ちている。帰還困難区域についてずっと抜け落ちているような形に思えるが、そのあたりをどのように計画しているのか。

★抜け落ちているとは思っていない。なぜなら、今回お見せしたのは、ピンク色は線量計、可搬型。全県をメッシュに区切って、空間的に空きがないように、代表地点を決めている。確かにあのあたりは山で置かれていないが、ゾーンで考えて確実に、なんかあった時にはすべからくキャッチできるように置いてあると思っている。

3. 緊急時の大気浮遊塵放射能モニタリングについて

回答書では「今回の火災では、延焼地域周辺で追加のモニタリングを火災の影響がなくなるまでの間実施しました。今後も同様な火災が発生した場合、その規模等により必要なモニタリングを実施してまいります」としています。

質問 3-1

「火災の影響がなくなるまでの間実施しました」とありますが、今回のモニタリングの打ち切り直前（5月 16, 17 日）でもやすらぎ荘や石熊公民館では高い値が検出されています。鎮火後も遅れて影響が出ることは十分考えられます。どのような根拠で影響がなくなったと判断したのか、その根拠を明らかにしてください。

★火災は 5 月 10 日で鎮火、その後、5 月 13 日から雨が 2 日に雨が降ったので、その後火災によって飛ぶようなことはないと判断した。事後調査であるが、植物が燃えたときの指標物質があるが、ろ紙を調べたところ鎮火直後にその物質が低下していることが分かった。鎮火後燃焼物質がほぼ飛んでいないと考えた。鎮火後の火災の影響は小さいと考えている。

★それに加え、今回の緊急モニタリングの 3 地点については通常やっていなかった地点のため、通常の値がどのくらいか分かっていない。9 月末から 10 月頭にかけて同じ場所でダスト調査を行った。その時の値が火災の時とほぼほぼ同じ。風速は 2m を超える期間がなくて微風状態。そのくらいの値で推移していると判明している。風で全く飛んできたのがゼロということはないと思うが、火災によって飛んできてセシウムが増えたと考えてはいない。

質問 3-2

今回の緊急モニタリングは火元の東側約 2.5km から 4.5km 程度の範囲の 3 か所のみです。一方私たち市民の調査によれば北側 17km の南相馬市、西側 16km の葛尾村でも数値の上昇が確認されています。また、8 月 2 日に更新された福島県 49 か所の大気中浮遊塵調査でも広範囲で数値の上昇が確認できます（別紙資料参照）。

「規模等により必要なモニタリングを実施」とのことですが、モニタリングの範囲についての基本的な考え方を明らかにしてください。

★帰還困難区域で火災が発生した場合には原則既存の MP で監視、それを補完するために必要であれば

追加でモニタリングを実施したいと考える。

●それは誰がどうやって判断するのか？

★県の放射線監視室、場合によってはもうちょっと上の方で確認しながら対応する。

●特に判断基準が決まっているわけではないということか。

★ない。

●緊急モニタリングをしたところが現場の海側だけという問題がある。葛尾側のデータについては全くない。全体がフォローアップできていない。今回の反省として教訓化すべきだ。

質問3－3

火災現場から河川への放射能の流出に懸念があります。周辺の河川水モニタリングをすべきと考えますが、県としての考え方を明らかにしてください。

★河川調査については5月末から毎月燃えたところの沢、高瀬川との間の河川調査はやっている。特に今のところ影響は確認されていない。今後定期的に水質調査をしてゆく予定。

●結果を公開していただきたい。

★結果がある程度まとまったところで出したい。

4. 県内49か所のダストサンプラ調査について

回答書ではダストサンプラ調査のデータ更新頻度について「2か月程度の更新間隔」としています。これは明らかに事実と異なります。

質問4－1

2017年8月2日以前のデータ更新頻度について、「2か月程度」ではなく大幅に遅れた理由について明らかにして下さい。

質問4－2

「2か月程度の更新間隔」とは、49か所全ての地点について、遅くとも2か月後には更新されるという解釈でよろしいでしょうか。確認をお願いします。

★たしかに遅れているところがあった。解析に時間がかかったと、これは全然理由にならないので今後ならないようにしたいと考えている。

★2か月ごとの更新はそのとおりです。

質問4－3

データ更新の頻度アップについて回答では何も触れていません。オンライン化、随時公開についてどのように考えるか検討結果を教えて下さい。

★システムの改修が終わってリアルで出している。後でご覧いただきたい。

●更新期間の2か月というのはどうかと思う。2か月たって吸っちゃってから高い値でしたよと言われるのは。もうちょっと公表する頻度を上げて欲しい。今回の火災だけの話ではなく解体作業に伴う直近に排気塔の解体作業が目前に迫っている。3号機の解体の時にはあやふやな結果になったわけです、南相馬の汚染については規制庁はいまだに認めていない。

★それは我々も抗議しています。

★良くわかります。我々の確認にあたり出たものは即座にアップしていきたいというはあるのですが、資源というものがあるのでここはご理解いただきたい。最大限努力をして、公開がおろそかになっているところがあることは認めます、これは事実としてあったのでこれからはできる限り間を置かないように。

質問 4－4

いわき市下桶壳、広野町二ツ沼、楢葉町山田岡、楢葉町松館、楢葉町波倉、富岡町上郡山、富岡町下郡山等のお地点は、他地点と比較して検出限界がおおむね 1 衍高くなっています。これでは傾向が同じレベルでは比較できません。またその地域も福島第 1 原発の近傍です。至急、他地域なみに検出限界の改善を要望します。これについての見解を明らかにして下さい。

(参考) 福島県発表の環境放射能測定結果(速報)の注書き

- (注)
- 1 「ND」：検出限界未満
 - 2 上記の他、人工放射性核種は検出されなかった。
 - 3 ^{134}Cs 及び ^{137}Cs の検出限界値：連続ダストモニタはおおむね $0.01 \text{ mBq}/\text{m}^3$ 以下、リアルタイムダストモニタはおおむね $0.06 \text{ mBq}/\text{m}^3$ 以下、ダストサンプラー（1週間集じん）はおおむね $0.3 \text{ mBq}/\text{m}^3$ 以下、簡易型ダストサンプラー（1週間集じん）はおおむね $0.04 \text{ mBq}/\text{m}^3$ 以下、簡易型ダストサンプラー（1日集じん）はおおむね $0.05 \text{ mBq}/\text{m}^3$ 以下である。

★3, 4 種類の組み合わせでやっている。確かに 6 か所は下限値が高いが全体 49 か所に大きな影響を及ぼすものではないと考えている。

●他のところは下限値が 0.02 ないし $0.03 \text{ ミリベクレル}/\text{m}^3$ 、6 か所のサンプラーは $0.3 \text{ ミリベクレル}/\text{m}^3$ で 10 倍くらい高い。

★調査で発表しているのはミリベクレル/ m^3 で出しているが逆で、この下のところで変化が激しいとかいうのは私はナンセンスなのかなと思っている。

●事故前の 2010 年の平均値は全国平均ですけれども、 $0.00012 \text{ ミリベクレル}/\text{m}^3$ です。今の下限値の 0.02 ないし $0.03 \text{ ミリベクレル}/\text{m}^3$ でも相当高いということ。他の 1 週間集じんのレベルまで下げていただきたい。

●2 つ理由を言われた。集塵期間を短くしたいというそれは何故ですか。考え方が逆だと言われたのですが、それはどういう意味でしょうか。

★フクロウの会の方はパッシブで自分でデータも採っているのでそれを見させていただいている。良く理解されてやられているなと思ってる。ダストが火災の時にこれまで降り積もったものが拡散されているという心配もあろうし、あるいは逆にセンシティブであればあるほど近くの舞い上がりを吸っても数値が上がる、それを感知してしまう。あまりにも下限値を低くして測定することもどうなのかなということがあるかと思っている。事実 2013 年度のときに、イチエフ 3 号機のがれきかたづけをしていて、飛散して南相馬の方まで飛んだ。これは事実だと思っている。実際に双葉の方で線量自体が高くなっていますから。この時のダストはミリベクレルでは測りようがない、ベクレル/ m^3 要するに 1 千倍のオーダーですから。これであれば確かに影響あるだろうと監視していく一発で分かるわけですね。今回の火災のような話であれば、我々が観測した 3 か所で最大 $25 \text{ ミリベクレル}/\text{m}^3$ 程度であった。住民に影響を及ぼすレベルなのかどうかということに着目して監視をしないと何を測っているのかわからないという形にもなりましょうから。そのための監視体制を我々は努力して 2013 年度の飛散事故以来、計画的に 49 台も整備をしてきている。今後の廃炉作業でも何かあった場合にはキャッチできるし今回のような火災が起きたときでも検知できるレベルのものは備えているのかなと思っています。

●43 か所は廃炉作業での異常を検知するために設置したということか。

★そうです、そのために整備した。その時はまだキャッチできないから国に掛け合って認めさせてこれまで

に整備してきた。今回火災の話でやろうとしてますよね、火災のために整備したのではなくて今後30年40年続く廃炉作業のために帰還する住民のために影響が出ない、廃炉作業でゆゆしき事態がおこらないかどうかをきちんと監視するという目的でやってきた。火災であれしろこれしろといつても、それは線量レベルで考えればそこまでの心配はいらないのではないか、そういう意味です。

●今、火災とおっしゃいましたけれど、例えば1, 2号機の排気塔の解体、その時にちゃんとできるかということも不安に思っている。今後の森林火災も含めて今後の廃炉作業も含めて大丈夫なのかという意味で。ICRPの考え方で言われましたが、ICRPの考え方は平均的にならしているわけです。私たちはエアダストをサンプリングしてオートラジオグラフィで可視化している。これを見るとダストが発する放射線で黒くなっているところがいっぱいある。これは空気中に浮遊しているホコリです。こういうものを吸い込んだ時に大丈夫なのか。これ数値に出ていないですよ。何ベクレルという数値に出なくとも大変なものが浮遊しているのです。だからちょっとでも監視を怠らないように、お願いしたいという意味で下限値を下げるということをお願いしている。皆さん県職員として県民の生命財産を守るために作業していると思いますが、今の下限値の問題を中途半端にすれば、はたして県民を本気になって守っているのか、ちょっと疑うところがある、ということだ。1m³に薄めたそれで大丈夫だというのではなく、個別ダストの状態も観察している。そういうことを訴えにきているのです。全体量は大したことないかもしれないけれど、個別にはそれを吸い込むことがあるかもしれませんのです。これは降下物についても言える。ICRP的な考え方で平均値を出す、これは私はどうかなと思う。今後の取り組みの中にはこういうことは書かれていませんよね、個別にこういうものを吸い込むことのリスクについて。是非取り組んで欲しいわけです。

●サンプリングについては私は下限値の問題がどうしても残るということです。

●先ほどの説明があった検出下限値が1桁高いものがある。

★ここは局舎が機械が置ける場所が限定されているのです。ここはダストサンプラーしか置けない、隙間がないのでこれを置かざるを得ない、現実的なところを申し上げるとそういう状況になっている。この地点に限り1週間集じんはどうしてもそういう機械しかおけなくてこういう状況になっているということです。

●これ何か所ですか。

★全部で9か所。みなふるい局舎のところ。

●1週間集じんで0.3ミリベクレル/m³しか測れないというのはそういう性能の機械しか置けないということですね。

●フィルターが小さいのしか置けないということか。

●さっきの話だと原発由来の放射能が出たときに、下限値が高いものが必要だというような説明でしたがそうではないということですか？

★私がさっき言ったのは、こういう言い方したら怒られちゃうかもしれません、ようは組み合わせだと思うのですね。2013年に発生した、いまだに解決しないと思っている南相馬まで粉塵が飛んだという話。これを見て、これじゃいかんと我々思った。それまでダストモニタは4局しかなく、これじゃあとでもじゃないけど心もとない、ということでいろいろ整備を図ってきた。お金もかかるので全局舎に0.0いくつまで取れる機械を、気持ちとしては置きたかったですけれども、準備なりなんなりできなかった。まずは方位と距離等を見て、例えば新しく建った局舎には定量下限が確保できる連続ダストモニタを置こうと、計画的に配備してきたのです。今年の3月末、2016年度の時点で43局にそれぞれの機械を置いて、とりあえず全方向をキャッチできる体制を整えた。その中で1週間集じんのダストサンプラだけはどうしても機械を置く制約があるので、全局舎にダストモニタを設置することはできなかった。ただある程度網羅的に1F回りについては計画通りにできているんだろうと我々は思っている。

●そしたら 40 か所は高いところまで測れるのですね。

★はい。

●そしたら山火事の対応を考えると 9 か所については検出限界が高すぎるとおもう、山火事としてはね。さっきの話だとわざと検出限界高いのを設けていると聞いたので、そうじゃないということですね。

★整備の状況から、結局そういうことになったというのが実態です。

●山火事の時のモニタリングは 4 時間を切るようなモニタリングですから、精度に疑問があつて、我々定点で測っていますのでそれと比べてどうなんだろうと思う。鎮火と認定されてからも、尾を引いたような形で出ているという履歴が我々だけではなくて、他のデータからもそういうことがうかがえるのではないか。結論ありきで人体影響ないという前提になっているのではないか、ということを危惧している。

★資源という問題もある。人の問題、配備できる局舎も決まっているので、現実的にはできるところではないので最低限の影響があるのかないのかをチェックできるところでやっているので決して結論ありきでの結論を導こうとしてそういう配置をとったわけではないことをご理解いただきたい。平常値に比べてどうなのかということを我々も最終的には影響ありなしの判断ができないと考えていたので、今日その結果をお見せすることはできないのですが、県が中心となって JAEA と国とが連携して調査をやって飛来物の粒の検査ですとか、水、下流域への影響とか、中に残っている堆積物などあらゆる角度から、調査をして。今後間もなくすけれど皆さんにも調査結果をお見せしたいなど。十分できていないところは甘んじて受けざるをえないすけれど、そこはご理解いただきたい。

●国と JAEA とでやっている調査についてもう少し詳しくご説明を。

★植物の燃焼でできるレボグルコサンを指標に使っているようですが、これを見たところ、追加でやったところのフィルターを見ると当然火災中は高く出たとみられるところがあった。ただ鎮火するとガクッと減って、ほぼないような状態になっていったと、なので火災中は確かに飛んでいたものはあったかと考えています。ただレボグルコサンとセシウム濃度を比べるとあんまりなくて、なので飛んではいるけれどセシウムがくっついて飛んでいるという訳ではなさそうだというところです。

●林野庁の調査には県の 49 か所のデータは提供していないですか？

★流出とか、火災後に残ったもので樹皮のどこが燃焼したのかとかしかそういった観点でしか評価していないで。

●せっかく現物のデータがあるので、シュミレーションばかりしているという感じなので。

5. 福島県実施の月間降下物調査地点 26 地点から 12 地点への削減について

回答書では、「数値が安定的に低い地点を除き、発電所監視に特化した調査に切り替え、発電所から 30km 圏内で方角を考慮し、12 地点を選定」としています。福島第 1 原発の事故対応工事は今後も長期にわたり予断を許さない状況だと考えます。

質問 5-1

過去のデータが「安定的に低い」ということが今後も引き続き低いという保証はありません。県民の被爆リスク低減という観点からは観測地点を減らすべきではない。26 地点での調査を継続してください。

★人体の影響を考えた場合、大気中浮遊じんの方が良いかなと、大気中浮遊塵調査は事故前 6 か所だったのを 49 か所に大幅に評価しているのでそちらをふまえて、そちらで評価できるということで、安定的に低いところは整理して 12 か所にしたというところ。

●安定的に低いとはどういうことですか？新たに設置した南相馬市は返って低いところですよね。この紙がまさにそうですけれども、真ん中が火災期間中、火災前は 0.1 ミリベクレル/ m^3 以下だったものが火災後には 0.1 ミリベクレル/ m^3 を超えている。横川ダムのところも月間降下物を取り扱った。私は家の近くなのでずっと監視していた。浪江の帰還困難区域から 20 キロ離れているんですけども、このグラフで分かる通り飛んできている。多分原発から飛んできているか、火災現場から飛んできているか、再浮遊か、この 3 つのうちどれか。

★**5月以降ですか？**

●5月以降高いんですね。11月1日広報南相馬で発表されたデータです。徐々に上がっている。事故後低下傾向をたどってきたわけ、それが(5月以降)むしろ上がってきている。山火事が原因かどうか私もわかりませんが、そういう中で装置を撤去して低いところで測るというのは、私はいかがなものかと思う。

●南相馬はコメの問題があって、南相馬市は独自に 10 か所でサンプリングしている。 10 か所中 2 か所山沿いの地域をプロットしたものがこれ。要は増えている。月間降下物 26 か所を 12 か所に減らすのは皆さんの都合は分かるが、伊達の富成小学校、ここも取っ払われた。皆さん「黒い物質」知っていますか。皆さん現物見たことないですね。そういうものが落ちている。その再浮遊が月間降下物に影響している可能性がある。地衣類が山から下りてくる。車のタイヤではこればれてスーパーの駐車場に堆積している。これ何十万ベクレルという数字があるわけです。それが車のタイヤで巻き上げられて降下物になる。そういうものもサンプリングで採れるだろう。そのためには 2 つの情報が必要。是非 26 か所は回復してほしい。県に電話して更新頻度を上げるように何度も言いました。言うとパッとホームページに上げる。今現在 6 月 23 日までしか更新されていない。皆さん見ていない？公表しているのは 5 月 1 日まで、 6 月 1 日までのものが 2 か所ある。あと 12 か所中 10 か所は 5 月 1 日で終わっている。約半年近い、これ 2 か月の話じゃない。一生懸命やっているのは分かります。データが入り次第どんどんアップして欲しい。変な捉え方ですが、後からデータを手直しすることを考えて載っけないのかな、と考えてしまう。

★今言われたことは良く取り組めていないところだと思いますので、測定部門にもしっかり伝えて、なるべく早く。

●いや、電話で話をすると、「どうして発表しなければならないんですか」というような反応がある。「税金でやっているんじゃないの」と結構 1 時間くらい話をした経過がある。前は半年ぐらい発表していないのがざらにあった。

●廃炉の長い期間を考えると削減はないと思う。

●こちらに文科省の大気中浮遊じんと月間降下物の 2 年間のデータがある。過去のデータに基づいた対応をしてほしい。事故前の大気中浮遊じんのデータがある、平成 22 年の 10 月までと 23 年の 1 月まで、ND とか最高値で 0.036 ミリベクレル/ m^3 になっています。これ皆さんの発表したデータですよ、これに合わせろとは言わないが、福島原発事故以前のデータの何倍かで、例えば 10 倍くらいでは調べいただきたい。少しは出ていたかもしれないが、事故前は出でていません。そこを考えて今後の対策に役立てていただきたい。県民含めて過去のデータが分からない。過去にもあったかもしれないが、現在はそれの 1000 倍とか 1 万倍、それが分かっていない。それを理解したうえで今リスクがあるよということ。ICRP がどうとか、平均値で出してどうということでなく、やはりリスクがある、子ども吸入被曝する。一番心配しているのは内部被ばく、外部被曝はあまり心配していない。MP 県内 3000 か所を超えるくらいあるのは分かる。MP で 0.001μ 上がるのは相当な汚染が無ければ上がりない。これだけで判断するのは困る。MP の値は夕方のニュースで出るが、それと同じように月 1 回でも大気中浮遊じんとか月間降下物とか発表するものになって欲しい。私たちはシーベルトで考えていない。ベクレルで考えている。

★おっしゃること良くわかりました。我々の方でも努力が足りないところがあるので頑張ってやるようにします

のでご理解ください。事故前の状態ですがこれこれの範囲の変動だった、ということをきちんとお伝えしていかないと、正しい判断できないと思っている。

●事故前の何倍ですと言えばわかります、みんな。事故前の 100 倍とか 1000 倍とか。それ言うとあおることになるので一概に言えないというはあるかもしれないが、注意喚起として出して欲しいと思っている。シーベルトも事故が起きたから単位で出てきて、最初みな分からなかった。ベクレルについても分かる、分からぬじやなく出して欲しい。

★こういう状況だったということをきちんとお知らせしたいと思い見せる算段を今考えている。

●テレビが難しかったら新聞にでも。

★おっしゃる通りだと思っていて、不安をあおらない方法でかつ正しい情報を福島に住んでいる限りは常識になるような提示のしかたを今考えています。降下物、浮遊じん、土壤は核実験や Chernobyl で変動していた時期もあったのでそれを含めて早めにわかっていただくように思っています。具体的にはどういう形かはまとめ切れていないですが、データについては確実に発電所周辺、県内のデータがあるので。

●よくもう線量下がったと言いますけれど土にしみこんでいる、土が遮蔽効果を持っている。そこまで調査している。5cm とか 10cm 土への潜り込みの状況も。当然 5cm も潜り込めば遮蔽効果があって下がる。しかし半減期 30 年のセシウム 137 を考えればそこに放射能は有るわけです。線量が下がったから安全だと県民が捉えることがないようにまだそこにあるということを県民が理解してほしいと思っている。

●前回の回答書の最後「放射性物質の人体への影響については・・十分に評価できるよう体制を強化」とあります、この「評価」といのをだれがどういう形でやるのですか。県でやるのか国と相談しながらやるのか。

★県でやります。県で廃炉を監視する評議会を作っていて、構成メンバーは県の人間、市町村の人間、専門の様々な分野の先生方で評議会を作っている。その中に 2 つ部門があつて労働者の健康を見る部会と、発電所内、発電所周辺のモニタリングの評価部会があつて、その評価部会の中で専門の先生に測定結果を見ていただいて評価いただいて、それを四半期ごとに発表しています。それは県の HP ででています。

————以下は全体を通しての再度の質疑と意見交換————

●国は消防庁と相談しているということですか。

★検証会議については消火したことに関して、その技術的な面、問題点があったかどうか検証したところなので、相談したというよりはそれについての意見をいただいた。

●放射能の問題で特に注意すべき点などはやっていない?

★それはやっていない。皆さん活動方針にしたがつて活動していますので。

●林野庁はどういう関係ですか。

★あそこは国有林なので山の持ち主としての? (立場?) です。

●避難指示を発出した県(国?)が責任をもつてということが繰り返し出てきていますが、これについては原発災害緊急事態宣言のことをイメージされていますでしょうか。

★国の責任があるという話です。

●国の緊急事態宣言が及んでいる範囲は県は聞いているのですか。

★避難指示の話かと思いますが。

●避難指示区域が緊急事態宣言が及んでいる範囲?

★避難指示がなされている地域。

- 帰還困難区域の避難指示が解除されたら宣言も解除される？
 - そうはメディアなどでも全く言わっていない。それは「思う」という状況ですね、国からの回答はないですね。
 - 説明は受けていないということですね、はっきり。国から。
 - 緊急事態が避難指示区域ではない。我々の区域が緊急事態でなければ年間1ミリシーベルトを守らなければならない。福島県全域は20ミリシーベルトで来ているわけです。20ミリを下回っても1ミリを超えている場所もある。だから緊急事態宣言の及ぶ場所というのは福島県としても極めて重要。今のところ宙に浮いた状況。確認いただければありがたい。
 - 少なくとも燃料デブリが安全に取り出されて安全に保管されるまでは緊急事態は解除されないとと思いますがそういう意識はありますか。
- ★あります。
- 緊急事態だからこそ現地対策本部もあるし安倍総理が関与する部分がある。緊急事態でなくなれば全部解散するわけですから。
 - ★そこには国が言っている言葉と県が言っていることにギャップがある。今返したのは国がこう言っていますという意味で避難指示がなされている地域、といっています。廃炉の話であれ除染の話であれ根底にあるのは指示を出した地域、だからこそ直轄で除染という話をしていますので、あるいはそういう地域でなければ普通の地域でしょ、とそういう言い方。
 - 内閣府は20ミリ下回ればよい、環境省は1ミリ、ダブルスタンダードでやっている。どちらを探るのか。当然低い方をわたしたちは期待している。それをはっきりさせて欲しい。
 - 山火事防止対策でもうちょっと踏み込んだところをお願いしたい。冬場で乾燥してきているのでいつまた起こっても不思議でない。新たな対策というところはどういう風に。自然発生でないところの対策強化があまり見られない。一人暮らしのお年寄りが火事を起こしてなくなるケースも出てきているし、こたつ着けっぱなしでも火事になるわけですから、山火事に広がることもありうるのでそういったところの啓発強化ということもやった方が良いがそういうところは。
- ★今、火災予防週間になっていますので県内でそういう活動は結構やっています。
- 例えば湿度が何%以下になつたら防災無線を出すとかそういうところに踏み込むことはできないか。
 - ★大変申し訳ないが防災無線というのか各市町村の方で管轄しているもんで、消防本部についても市町村が管轄しているのですね、実際に火事を消すというのは市町村の実施になっています。県のほうでこういう風にしなさいというような注意喚起はしますし、お知らせなども県の方でやっていますがポスターを作つて配布とか。現地では具体的に夜警などをやっています。ここに書いていないからやっていないという訳ではなくて、各市町村のほうの消防団の方では具体的に実施しているという風に思っていただきたい。
 - 消火について放射性物質の対応についてはそれぞれの市町村で、現場でやりなさいということになっているのか。
 - ★放射線の高いところ例えば100ミリシーベルトを超えるところについては消火隊も入らないと決まっていまして実際に何が何でも入るという訳ではありませんので。
 - どうやって測るのですかね。どういう測定をやるのかとか、いくらになったら作業を止めるとか。
 - ★当然、職員一人一人、線量計は着けておりますので。
 - マニュアルはあるのですね。
 - ★1日1ミリを超えるような作業はできないとなっているので、それを超えれば当然交代してやるという形になります。各消防本部の申し合わせを作つています。
 - それは国と相談してということではない？

★それが何を基準にどういう経緯で作ったのかは承知していない。

●質問2-2については？

●ないということですね。

★由来が発電所ではないものについては決めがない。

●今後の対策にあるように、シュミレーションとか計算コードと書いてありますが、49か所の測定地点のデータとか降下物のデータに基づいた解析はなされているのですか。昨日南相馬市へ行って、これあなた方のデータですよ、グラフにするところになります、といいました。是非既存の資産を活かすようにお願いします。是非26に戻してください。

★これまでのデータをきちんと説明すべしというのは我々も思っているので。

●・・今後の測定については継続して拡大するようお願いします。そちらで検討されているデータがいくつかありますのでそれを見させていただいて必要があればまたこういった場を設けさせていただきたいと思います。

以上